

事業継続力強化支援計画の概要

実施者名	利根町商工会 利根町
実施期間	令和5年4月1日～令和10年3月31日
目 標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地区内小規模事業者に対し、自然災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。 ・ 災害発生時における情報共有体制を円滑に行うため、商工会・県・市との間における被害情報報告、共有ルートを構築する。 ・ 災害発生時において速やかな復興支援策が行えるよう、また域内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。 ・ 小規模事業者に対して災害リスクの認識を促すとともに、事前の計画策定等を支援する。
事業内容	<p>1. 事前の対策</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 小規模事業者に対する災害等リスクの周知 (2) 商工会の事業継続計画の作成 (3) 関係団体等との連携 (4) フォローアップ (5) 当該計画に係る訓練の実施 <p>2. 発災後の対策</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 大規模自然災害 <ul style="list-style-type: none"> ① 応急対策の実施可否の確認 ② 応急対策の方針決定 ③ 被害情報の共有 (2) 感染症の世界的大流行（パンデミック） <ul style="list-style-type: none"> ① 管内事業者に対するリスクの周知 ② 管内事業者の被害状況の確認 ③ 被害情報の共有 ④ 被害情報の報告 <p>3. 発災時における指示命令系統・連絡系統</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当会と当市が共有した情報を、茨城県の指定する方法にて当会又は当市より連合会を通じて茨城県へ報告する。 <p>4. 応急対策時の地区小規模事業者に対する支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 相談窓口の設置、被害状況の詳細を確認。 ・ 応急時に有効な被災事業者施策について巡回訪問やホームページ等で周知する。 <p>5. 地区内小規模事業者に対する復興支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 茨城県の方針に従って、復旧・復興の方針を決め、支援を行う。
連絡先	<p>①利根町商工会 〒300-1622 茨城県北相馬郡利根町布川 2947 TEL：0297-68-7417 FAX：0297-68-3177 E-mail：info@tone-sci.or.jp</p> <p>②利根町まち未来創造課 〒300-1696 茨城県北相馬郡利根町布川 841-1 TEL：0297-68-2211 FAX：0297-68-8300 E-mail：shokokanko@town.tone.lg.jp</p>